

秀明自然農法実施要綱 新旧対照表

新 改訂後 (令和元年 8 月 3 日)	旧 改訂前 (平成 30 年 6 月 2 日)
----------------------	-------------------------

第4章 栽培基準

1. 種苗

次の①、②、③の優先順に種苗（「種苗」とは、種子・苗・種芋・苗木・穂木・台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されているものを指す。）を選択すること。

登録品種に関しては、種苗法や特許法等を遵守すること。

新たに種苗を入手する場合に、できるだけ気候、風土の似た近距離の圃場で栽培・採取された種苗を入手することを推奨する。

① <自分で採取すること>

実施者自らが、本実施要綱に従い栽培した作物から種苗を採取し、本実施要綱に適合する栽培を行い、自家採種を繰り返した種苗。

② <秀明自然農法実施者の採取した種苗を入手すること>

新たに種苗を入手する場合、本実施要綱に従い栽培した作物由来の種苗を使用すること。

③ <上記①、②が難しい場合は禁止資材を使用していない種苗を入手すること>

品種特性が失われる、病気・災害を被る等、新たに種苗を入手する必要がある場合であって、上記①②ができない場合は、禁止資材で処理されていない種苗を入手することができる。その際、品種特性を考慮すること。

第4章 栽培基準

1. 種苗

次の①、②、③の優先順に種苗（「種苗」とは、種子・苗・種芋・苗木・穂木・台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されているものを指す。）を選択すること。

新たに種苗を入手する場合に、できるだけ気候、風土の似た近距離の圃場で栽培・採取された種苗を入手することを推奨する。

① <自分で採取すること>

実施者自らが、本実施要綱に従い栽培した作物から種苗を採取し、本実施要綱に適合する栽培を行い、自家採種を繰り返した種苗。

② <秀明自然農法実施者の採取した種苗を入手すること>

新たに種苗を入手する場合、本実施要綱に従い栽培した作物由来の種苗を使用すること。

③ <上記①、②が難しい場合は禁止資材を使用していない種苗を入手すること>

品種特性が失われる、病気・災害を被る等、新たに種苗を入手する必要がある場合であって、上記①②ができない場合は、禁止資材で処理されていない種苗を入手することができる。その際、品種特性を考慮すること。また、登録品種に関しては、種苗法や特許法等を遵守すること。

1-1 Q. 実施要綱の種苗の基準①、②、③が難しい場合は、どうしたらいいですか。

6-1A. 以下の通りです。

- ④ **種苗の基準①、②、③の入手がどうしても難しい場合は、下表④「禁止種苗でない種苗（殺菌剤、消毒剤、コーティング剤など禁止資材で処理されている場合）」を使用することができる。**ただし、その場合は、いったん浸種処理をする、あるいは、本圃場以外に播種し、その後本圃場に定植するなど、種苗を汚染している薬剤等が直接、圃場に入らないように、事前に措置をとることが望ましい。

秀明自然農法において使用する種苗の選択方法

(優先順位は①②③④)

- | |
|--------------------------------------|
| ① 秀明自然農法の種苗（自家採種） |
| ① 秀明自然農法の種苗（他の生産者から入手） |
| ② ※禁止種苗でない種苗（種苗が薬剤等で処理されていない） |
| ③ ※禁止種苗でない種苗（種苗が薬剤等で処理されている） |

※禁止種苗

- ・組換え DNA 技術により作製された品種(遺伝子組み換え品種)
 - ・ゲノム編集技術により作製された品種
 - ・細胞融合技術等によって作製された品種
 - ・放射線照射等による人為的な突然変異を利用して作製された品種
 - ・細胞質雄性不稔を利用した技術によって作製された品種.
 - ・自家採種を困難にする人為的な操作をされた品種
- 等

1-1 Q. 実施要綱の種苗の基準①、②、③が難しい場合は、どうしたらいいですか。

6-1A. 以下の通りです。

- ④ <上記①、②、③が難しい場合は、遺伝子組換え、雄性不稔、放射線育種でない種苗を入手すること>

上記①②③ができない場合は、遺伝子組換え、雄性不稔、放射線育種でない種苗を入手できる。なお、殺菌剤、消毒剤、コーティング剤など種子が処理されている場合などは、いったん浸種処理する、あるいは、本圃場以外に播種し、その後本圃場に定植するなど、種苗を汚染している薬剤が直接、圃場に入らないように、事前措置をとることが望ましい。

秀明自然農法において使用する種苗の選択方法

(優先順位は①②③④)

① 秀明自然農法の種苗 : 自家採種	
② 秀明自然農法の種苗 : 他の生産者から入手	
③ 種苗(GM・放射線育種・雄性不稔でない) : 未消毒	種苗更新(新たに種苗を入手する必要がある場合)
④ 種苗(GM・放射線育種・雄性不稔でない) : 消毒	
禁止 種苗(GM・放射線育種・雄性不稔)	

<p>7 <禁止事項></p> <p>使用できない種苗に関しては、6-1Aを参照ください。</p>	<p>7 <禁止事項></p> <p>以下の種苗は使用を禁止する。</p> <p>① 組換え DNA 技術により改変された品種（遺伝子組み換え生物 GMO : Genetically Modified Organisms）、及び、人為的な細胞融合技術等によって作製された品種。</p> <p>② 放射線育種により開発したことが履歴でわかる品種。</p> <p>③ 雄性不稔の技術を使用して開発した品種。</p>
<p>15 <禁止資材例></p> <p>1) 農薬・薬剤</p> <p>[1]農薬取締法による登録農薬（殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、成長促進剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、天敵農薬、土壌消毒剤、殺ダニ剤、殺線虫剤、殺鼠剤、忌避剤、誘引剤、展着剤、フェロモン剤、微生物剤等）</p> <p>[2]薬事法による認可を受けた医薬品、医薬部外品（防疫用殺虫剤、衛生害虫駆除剤等）</p> <p>[3]農薬類似成分商品（不快害虫用殺虫剤、非農耕地用除草剤、家庭園芸用薬剤、建築害虫用殺虫剤、衣料害虫用殺虫剤、家畜・ペット害虫用殺虫剤、生活害虫用殺虫剤等）</p> <p>[4]無登録農薬、登録失効農薬</p> <p>[5]特定防除資材（特定農薬）（重曹、食酢、天敵の人為的導入、エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して</p>	<p>15 <禁止事項></p> <p>[1]農薬取締法による登録農薬（殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、成長促進剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、天敵農薬、土壌消毒剤、殺ダニ剤、殺線虫剤、殺鼠剤、忌避剤、誘引剤、展着剤、フェロモン剤、微生物剤等）</p> <p>[2]薬事法による認可を受けた医薬品、医薬部外品（防疫用殺虫剤、衛生害虫駆除剤等）</p> <p>[3]農薬類似成分商品（不快害虫用殺虫剤、非農耕地用除草剤、家庭園芸用薬剤、建築害虫用殺虫剤、衣料害虫用殺虫剤、家畜・ペット害虫用殺虫剤、生活害虫用殺虫剤等）</p> <p>[4]無登録農薬、登録失効農薬</p> <p>[5]肥料取締法に定める普通肥料（化学肥料等）</p> <p>[6]肥料取締法に定める特殊肥料（魚粕等）（ただし、本実施要綱第4章4「自然堆肥」に該当するものは、法律上「特殊肥料」に該当し</p>

得られるものに限る。)

[6]疑義資材（農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当しうるもの)

[7]木酢液（木質のものを加熱・乾留により得られる液）

[8]植物性及び動物性油

2) 肥料

本実施要綱第4章4「自然堆肥」に該当するものは禁止資材ではない。

[1]化学肥料

[2]食品産業廃棄物（油かす等）由来の有機資材及びそれらを原材料とした有機肥料

[3]水産廃棄物（魚介類、甲殻類、貝殻、海草類、魚かす等）及びそれらを原材料とした有機肥料

[4]家畜排泄物（牛、豚、鶏、馬その他の家畜由来の排泄物）、人糞尿及びそれらを原材料とした厩堆肥

[5]畜産廃棄物（皮、血、肉、毛、骨粉等）及びそれらを原材料とした有機肥料

[6]製品化されたあるいは薬剤処理をされた植物性資材（樹皮（バーク）、おがくず、チップくず等を原料としたもの）及びこれらから作

ても、禁止資材ではない

[7]疑義資材（農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当しうるもの)

[8]特定防除資材（特定農薬）（重曹、食酢、県内に生息している天敵の人為的導入、エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。))

[9]家畜排泄物（牛、豚、鶏、馬その他の家畜）及び人糞尿を材料とした堆厩肥

[10]産業食用廃棄物、一般家庭から出る生ゴミ（油かす、おから、ビールかす、コーヒーかす等）及びそれらを材料とした堆肥

[11]製品化されたあるいは薬剤処理された植物性資材（樹皮（バーク）、おがくず、チップくず等を原料としたもの）及びこれらから作られた堆肥

[12]泥炭類

[13]製品化された土壌改良資材・鉱物資材（バーミキュライト、ゼオライト、ベントナイト、パーライト、微粉炭熱焼灰、珪藻土など）

[15]土壌の粘度調整資材

[16]木酢液（木質のものを加熱・乾留により得られる液）

[17]草木灰（植物体を燃焼させた残りかす、灰）

[18]畜産廃棄物（皮、血、肉、毛、骨粉等）

<p>られた堆肥</p> <p>[7]化学肥料を有機肥料に混合した肥料等</p> <p>[8]一般家庭から出る生ゴミ及びそれらを材料とした堆肥</p> <p>[9]草木灰（植物体を燃焼させた残りかす、灰）</p> <p>[10]下水汚泥</p> <p>3) その他の資材</p> <p>[1]他所からの動物（耕耘のための牛・馬等の家畜、受粉のための蜂は可）の導入。</p> <p>[2]微生物資材の導入。</p> <p>[3]製品化された土壌改良資材・鉱物資材（泥炭類、バーミキュライト、ゼオライト、ベントナイト、パーライト、微粉炭熱焼灰、珪藻土など）</p> <p>[4]土壌の粘度調整資材</p> <p>[5]生分解性資材（生分解性育苗ポット、生分解性マルチ、紙マルチなど）</p> <p>[6]重金属汚染、化学物質汚染、或いは、放射能汚染の恐れのある資材</p> <p>[7]その他、原材料・製造行程に関する根拠資料を入手できず、汚染の恐れがないことを確認できない資材。</p>	<p>[19]水産廃棄物（魚介類、甲殻類、貝殻、海草類、魚かす等）</p> <p>[20]植物性及び動物性油</p> <p>[21]下水汚泥、その他重金属汚染、化学物質汚染、或いは、放射能汚染の恐れのある資材</p> <p>[22]生分解性資材（生分解性育苗ポット、紙マルチなど）</p> <p>[23]他所からの動物・微生物資材の持ち込み（耕耘のための牛、受粉のための蜂は可）。</p> <p>[24]その他、原材料・製造行程に関する根拠資料を入手できず、汚染の恐れがないことを確認できない資材。</p>
---	---